独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	株式会社牧野フライス製作所	コード	6135
提出日	2020/6/5	異動（予定）日	2020/6/24
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
☑　独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	吉留　真	社外取締役	○										○					有
2	増田　直史	社外取締役	○													○	新任	有
3	山崎　広道	社外取締役	○													○	新任	有
4	中島　次郎	社外監査役	○										△					有
5	山口　仁栄	社外監査役	○							△							新任	有

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	独立役員として指定する社外取締役の吉留真氏が顧問を務めている大和証券株式会社は、複数ある当社主幹事証券会社の一つであります。当社との取引に関して同社が受領した報酬等の額は、当社社債の幹事業務に係る報酬等の額を含め、過去3年間で1,300万円程度であります。	吉留真氏は 、大和証券グループ本社及びその子会社での役員を歴任し、企業経営および金融市場に関する豊富な経験と見識を有していることから、当社の取締役として適任であると判断し、社外取締役として同氏の再任をお願いするものであります。 左記のとおり、同氏が顧問を務めている大和証券株式会社は複数ある当社主幹事証券会社の一つであること、同社との取引額は僅少であることから、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、株主からの負託を受けた社外役員としての役割を、独立した立場から適切に行えるものと判断し、独立役員として指定するものであります。
2	該当事項はありません。	増田直史氏は、事業会社における役員を歴任し、企業経営及び生産技術に関する豊富な経験と見識を有していることから、当社の取締役として適任であると判断し、社外取締役として同氏の選任をお願いするものであります。 同氏は左記のとおり、当社との特別な関係はないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、株主からの負託を受けた社外役員としての役割を、独立した立場から適切に行えるものと判断し、独立役員として指定するものであります。
3	該当事項はありません。	山崎広道氏は、過去に熊本大学法学部長を務め法学に関する豊富な経験と見識を有していること、同大学理事・副学長や日本税法学会常務理事を務めるなど主導的な立場にて組織を運営する経験を有していることから、直接会社の経験に関与されたことはありませんが、当社の取締役として適任であると判断し、社外取締役として同氏の選任をお願いするものであります。 同氏は左記のとおり、当社との特別な関係はないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、株主からの負託を受けた社外役員としての役割を、独立した立場から適切に行えるものと判断し、独立役員として指定するものであります。
4	独立役員として指定する社外監査役の中島次郎氏は、当社の会計監査人である仰星監査法人の出身ですが、2008年度以降、当社の監査業務に関与しておらず、2011年６月に当該監査法人を退職しております。 当該監査法人に対するの会計監査人の報酬等の額は、おおむね4,500万円程度で推移しております。 同氏が開設した会計事務所と当社との間に業務的な関係はありません。	中島次郎氏は、監査法人での公認会計士としての勤務経験から会計に関する豊富な知識と経験を有していることから、直接会社の経営に関与したことはありませんが、当社の監査役として適任であると判断し、同氏の再任をお願いするものであります。 同氏は左記のとおり、当社の会計監査人である監査法人を退職してから相当の期間が経過していることから、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、株主からの負託を受けた社外役員としての役割を、独立した立場から適切に行えるものと判断し、独立役員として指定するものであります。
5	独立役員として指定する社外監査役の山口仁栄氏は、当社の取引銀行である株式会社三菱ＵＦＪ銀行の出身ですが、2014年３月に同行を退職しております。 当社は同行より借入を行っておりますが、同行は複数ある金融取引先の一つであり、その額はおおむね80億円から160億円の範囲内で推移しております。また、同行は当社の株主ですが、保有比率は２%未満となっております。	山口仁栄氏は、株式会社三菱ＵＦＪ銀行において国際業務部長や海外支店長等を歴任し、また、千代田化工建設株式会社において執行役員を務めるなど、金融市場及び国際ビジネスに関する豊富な経験と見識を有していることから、当社の監査役として適任であると判断し、社外監査役として同氏の選任をお願いするものであります。 同氏は左記のとおり、当社の取引銀行を退職してから相当の期間が経過していること、当社の取引銀行は複数あるため同行のみに依存していないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、株主からの負託を受けた社外役員としての役割を、独立した立場から適切に行えるものと判断し、独立役員として指定するものであります。

４．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。